

執筆者:

E-mail☒ [杉山 泰成](#)E-mail☒ [鈴木 健也](#)E-mail☒ [金子 祥悟](#)E-mail☒ [小松 詩織](#)

目次

- I ソーラーシェアリングビジネスのスケールと資金調達について
- II 近時の法令改正におけるアグリテック(企業)への影響

I ソーラーシェアリングビジネスのスケールと資金調達について

はじめに

2021 年 10 月 22 日新たに国連に提出された日本の温室効果ガス削減目標(NDC)では、我が国は 2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされるなど、日本においても温室効果ガス排出削減に向けた動きは加速の一途をたどっています。これを受け、2021 年 10 月に策定された第 6 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーは、3,130 億 kWh 程度の実現を目指すこととされており、その上で、2030 年度の温室効果ガス 46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的な目標として合計 3,360~3,530 億 kWh 程度の導入、電源構成比では 36~38%程度を見込むこととされています。また、当該目標の中で太陽光発電に求められる役割は大きく、現状 791 億 kWh、電源構成比 7.9%程度の発電量を、2030 年度には 1,290~1,460 億 kWh、電源構成比 14~16%とすることが見込まれています。

一方で、日本の国土面積あたりの太陽光導入容量は主要国の中で最大で、2 位のドイツと比較しても 2 倍程度の面積を占めており、その適地は逼迫している状況にあります。実際に 2022 年 6 月に実施された事業者へのヒアリングでは、「需要側の再エネニーズの高まりを受けて自社再エネ電源を増やしていく方針であるが、新設の大規模案件は適地・系統制約との関係で新規開発が難しい。」との声が聞かれるところであります。

このような状況のなか近時、農地において営農を継続しながら発電を両立する営農型太陽光発電(ソーラーシェアリング)が注目を集めています。日本の平地を多く占めるであろう農地は全体で 468 万 ha にもものぼり、再生利用可能な荒廃農地のうち系統確保が比較的容易である平地・都市的農業地域に限定しても 3.4 万 ha のポテンシャルを有しています。そこで本ニュースレターでは、2030 年度までの再エネ目標達成のために、日本の地政学的・社会的な制約を鑑み、今後日本において必要不可欠となると思われるソーラーシェアリングの導入と必要とされる資金調達の方法及び法的許容性について複数回に分けて考察したいと思います。第 1 回では、まずソーラーシェアリングの概要と現状について簡単に概略を検討した上で、その法的課題の主要な点について取り上げます。

1. ソーラーシェアリングの概要と現状

(1) ソーラーシェアリングの概要

ソーラーシェアリングに関しては、営農型発電設備を設置する技術が確立し、営農型発電設備に対するニーズが高まってきたことを踏まえて、平成 25 年 3 月に農地転用許可制度における取扱いを明確にする通知が発出され、平成 30 年には新たに担い手の経営発展や荒廃農地の再生等を後押しする観点から一時転用許可を延長した「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備

等についての農地転用許可制度の取扱いについて」(平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知)(以下「平成 30 年通知」といいます。)が定められています。平成 30 年通知では、営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上空部分に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいうこととされており(平成 30 年通知第 1)、ソーラーシェアリングは、このうち営農型太陽光発電設備を利用して、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のことを指します。実際のイメージは以下の写真のとおりです。



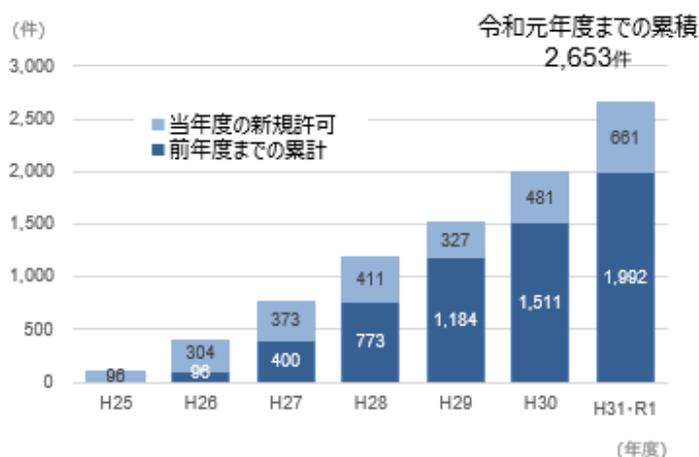
(画像提供 千葉エコ・エネルギー&つなぐファーム:画像の無断利用・転用を禁じます)

(2) ソーラーシェアリングのメリット

ソーラーシェアリングは、営農を継続しながら発電事業を行う取組であるため、農地法上原則として転用が認められておらず(農地法第 4 条第 6 項第 1 号、同法第 5 条第 2 項第 1 号)、従来太陽光発電を行う候補地となっていなかった、農用地区域内農地、甲種農地又は第 1 種農地等を利用することができることがその前提とされています。したがって、発電事業者等からみた場合、上記のとおり逼迫した太陽光発電設備用地の新たな適地となることが予想されます。また、農業者から見た際にも作物の販売収入に加え、豊作等の市場価格下落等の影響を受けず、FIT・FIP 制度によって収益の安定が見込まれる売電による継続的な収入や発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。さらに、これから新たに農業参入を目指す企業にとっては、農業に加えてコーポレート PPA 等カーボンネットゼロに向けた動きにも合わせて取り組むことが可能となります。

(3) ソーラーシェアリングの現状

次に、ソーラーシェアリングの現状についてですが、以下¹のとおり平成 25 年に営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可制度が定められて以降、令和元年度までの農地転用許可件数は類型で 2,653 件にのぼるなど、その件数は右肩上がりに上昇している状況にあります。



¹ 図は農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課「農山漁村における再生可能エネルギー発電をめぐる情勢(令和 4 年 1 月)」<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/index-9.pdf>>より抜粋

また、事業規模に関しても 2015 年度末において事業費の規模が 1 億円以上となるような案件は(当時)合計 775 件のうち、77 件にとどまる²などプロジェクト・ファイナンス等のファイナンスを必要とするような案件はごく少数にとどまるものと推察されていました。しかし、近時公表された資料³によれば 4ha を超える大規模な農地において営農型太陽光発電設備が行われている事例も 14 件ほど見られるなど、大規模な太陽光発電設備が営農型で運営されていることが窺われます。また、海外の事例に目を向けると、中国では宝豊能源集団(The Baofeng Group)がファーウェイと共同で、1GW 規模のソーラーパークの建設を目指しており、すでに約 640MW が系統接続されているとも報道されています⁴。

2 ソーラーシェアリングの法的な主な課題

それでは次に、ソーラーシェアリングに関する法的な枠組みとその課題について簡単に検討します。詳細な要件や本稿で述べる課題に対する対応策等については紙面の都合上、次稿以降にて検討する予定ですので、本稿ではあくまで主要な要件に限定してその概要を検討することとします。

(1) 一時転用の問題

まず、通常例えば太陽光パネルを設置する等のために農地を農地以外のものにする者は、農地法に基づき都道府県知事等から農地転用許可を受ける必要があります(農地法第 4 条第 1 項、同法第 5 条第 1 項)。ソーラーシェアリングについても、同様に営農型太陽光発電設備を設置するためには、その支柱の敷地部分について農地転用許可が必要となります(平成 30 年通知第 1)。しかし、営農型太陽光発電設備については、当該設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、通常の農地転用ではなく、一時転用許可の対象としてその可否を判断するものとされています。また、この一時転用許可はソーラーシェアリングを行う農地すべてで取得する必要はなく、発電設備を支える支柱の基礎部分のみ取得すれば足りません。

ここで、この一時転用許可の期間は、以下の場合には 10 年とされていますが、それ以外の場合では 3 年となり(平成 30 年通知第 2.(2).ア及び別表)、最長でも 10 年に期間が限定されています。

- ① 担い手⁵が自ら所有する農地又は使用収益権を有する農地を利用する場合
- ② 荒廃農地を再生利用する場合
- ③ 第 2 種農地又は第 3 種農地を利用する場合(農用区域内の農地は除く(農林水産省作成の令和 3 年 7 月付「営農型発電設備の実務用 Q&A(営農型発電設備の設置者向け)」(以下「営農 Q&A」といいます。)問 7。)

したがって、一時転用許可は最長の 10 年の場合であっても、現在、太陽光発電事業に対するプロジェクト・ファイナンスの融資期間の基礎となっている電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達(交付)期間である 20 年をすべてカバーすることはできません。この、調達(交付)期間の全期間についてソーラーシェアリングを継続するためには、一時転用許可を再度受ける必要がある点が、法制度上の課題の主要な点の 1 つです。

² 農林水産省農村振興局「営農型発電設備の現状について」(平成 30 年 5 月)<<https://einou-pv.org/wp/wp-content/uploads/2018/06/527f2b2d7f66767d7f4610920d11fb32.pdf>>6 頁

³ 今後望ましい営農型太陽光発電設備のあり方を検討する有識者会議(第 2 回)事務局提出資料(報告事項)<https://www.maff.go.jp/j/study/einougata_taiyoukou.html/attach/pdf/einou_kaigi-66.pdf>(2022 年 3 月 10 日)

⁴ <https://www.pv-magazine.com/2020/09/03/giant-agrivoltaic-project-in-china/>

⁵ 食料・農業・農村基本計画(2015 年 3 月 31 日閣議決定)<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11402597/www.maff.go.jp/j/k_eikaku/k_aratana/pdf/1_27keikaku.pdf>の第 3 の 2 の(1)に掲げる次の者をいいます。

- ア 効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営)
- イ 認定農業者
- ウ 認定新規就農者
- エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農

(2) 単収要件

また、上記の一時転用許可を得るためには、発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確実に認められることが必要であり、具体的には、当該農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減少していないこと等が求められます(平成 30 年通知第 2.(2).ウ.b)。なお、一時転用期間中に台風や冷害等の天災等、営農型発電設備の設置が原因といえないやむを得ない事情により、下部の農地における単収の減少等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分に勘案して判断されます(営農 Q&A 問 30 参照)。

そして、一時転用許可には「下部の農地における営農が行われない場合…(中略)…には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること」等が条件として付されることとされており(平成 30 年通知第 2.(3).オ)、営農の適切な継続が確保されなくなった場合又はこれが確保されないと見込まれる場合には、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導がなされ、この指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、営農型発電設備を撤去するよう指導がされることとされています(平成 30 年通知第 4)。したがって、この単収要件は、一時転用許可期間中において継続的に充足される必要があり、ソーラーシェアリングに対して、プロジェクト・ファイナンス等のファイナンス・スキームを検討するにあたっては、いかにして営農を継続させるかという点が重要な要素となっています。

3. おわりに

上記及び次稿に述べるとおり、日本の現状の法制度上ソーラーシェアリングの取扱いは非常に複雑であり、かつ一部では課題も残されているところではあります。一方で、エネルギー産業及び農業においてソーラーシェアリングが持つ意義は大きく、日本を含め世界で注目を集めつつある産業になろうとしており、現時点でこの事業に参入する意義は非常に大きいものと考えています。次稿以降では、2 に述べたような法的課題に対する解決策や現状の法制度を前提としたファイナンス・スキームについて検討を深める予定です。

II 近時の法令改正におけるアグリテック(企業)への影響

はじめに

2022 年農林業センサスでは、個人経営体の基幹的農業従事者のうち 65 歳以上が占める割合は、69.6%となり、5 年前に比べ 4.7 ポイント上昇したと報告されています。また、日本のカロリーベースでの食糧自給率は、1965 年度に 73%の水準であったものが、2019 年には 38%に落ち込んでいます。このように温室効果ガス削減の他に、農業従事者の高齢化、後継者不足による労働力不足等の生産基盤の脆弱化、食糧自給率の低下等が、日本の農業分野における課題となっています。こうした状況を打開すべく、ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業であるスマート農業やアグリテックが近年注目されています。「スマート農業」を実証し、スマート農業の社会実装を加速させていくべく、農林水産省主導のスマート農業の実証実験が、2019 年からこれまで全国各地で行われており、スマート農業の導入による労働時間の削減や生産管理の効率化による農作物の増産といった成果が報告されています。ソーラーシェアリングとの関係でも、耕作放棄地を人工衛星のデータから検索したりするサービスの提供等も始まっており、発電施設の敷地確保についても新しいテクノロジーや情報ソースの整備が期待されています。次稿に詳細は述べますが、ソーラーシェアリングに有用な法令・通知の改正のため、アグリテックによるモニタリング・データ収集はキーとなることから、様々な社会課題の解決に向けてアグリテックへの期待度は日に日に増しているといえます。そこで、本ニュースレターでは、アグリテックを取り巻く近時の法令が、アグリテック企業や当該企業への投資者、アグリテックを導入する個人や法人にどのような影響を与えるかにつき、複数回にわたって検討したいと思います。第 1 回の今回は、2022 年 7 月 1 日に施行されたばかりの環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下、「みどりの食料システム法」といいます。))におけるアグリテック(企業)の取扱いにつき取り上げたいと思います。

1. みどりの食料システム法におけるアグリテックの取扱い

(1) アグリテックに関する認定制度の創設

そもそもみどりの食料システム法は、農林水産物等の生産から消費に至る各段階において環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業・食品産業の持続的な発展等に結びつけることを目的としています(同法 1 条)。環境負荷の低減のためには、農林漁業者以外の事業者が持つ技術や知見、経営資源を積極的に取り入れ、農林漁業者が容易に環境負荷の低減に取り組める環境を整備することが重要であることから、同法は環境負荷の低減に資するテクノロジーの研究開発や実装等の取組を推進するため、新たに認定制度を創設しています。具体的には、「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定(同法 19 条 1 項)を受けた農林漁業者や「基盤確立事業実施計画」の認定(同法 39 条 1 項)を受けた事業に対して税制や金融等の支援措置を講じることにしています。

① 環境負荷低減事業活動

「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けるためには、以下の類型のいずれかに該当した上で、その事業活動が、「持続性の確保に資する」と認められることが必要となります。具体的には、アグリテックを活用するなどして農作物の付加価値の向上等を達成し、農林漁業の所得の維持又は向上を図るなど、持続性の確保に資することが求められます(基本方針案第二の 2)。

類型(法 2 条 4 項各号)	想定されている取組(基本方針案第二の 2)
① 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動	・化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業 ・定期的に土壌診断を行った上で、家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用を通じて土壌の性質の改善を行うとともに、局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用等による化学肥料の施用の減少、病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の実践等
② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動	・農林業機械・漁船の省エネルギー化・電動化 ・施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス加温機等の導入 ・水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長 ・強制発酵等の温室効果ガスの発生量が少ない家畜排せつ物の管理方法への転換 ・アミノ酸/バランス改善飼料への切替え等の取組等
③ 前二号に掲げるもののほか、環境負荷の低減に資するものとして農林水産省令で定める事業活動	・土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動等

② 基盤確立事業

ついで、「基盤確立事業実施計画」の認定を受けるためには、その事業が、環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行われ、同法の 2 条 5 項各号に挙げられた類型に該当する「基盤確立事業」であることが必要となります。同法 2 条 5 項には、例えば、スマート農業技術を始め、環境負荷の低減に対して効果のある技術の研究開発を行い、当該研究開発の成果の事業化を目指す事業が想定された「先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業」(同項 1 号)や、環境負荷の低減に資するスマート農業機械の生産及び販売等が想定されていると思われる「環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件の生産及び販売に関する事業」(同項 3 号)、環境負荷の低減に効果のあるスマート農業機械の産地全体での導入の加速化に資する当該機械類等のリース・レンタル等を行う事業が想定された「環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業」(同項 5 号)が挙げられています。

(2) 認定審査のポイント

① 環境負荷低減事業活動実施計画の認定のポイント

みどりの食料システム法 19 条 5 項では、申請された環境負荷低減事業活動実施計画について、都道府県知事が認定をする際の要件が定められています。このうち、本稿ではアグリテックと関係が強いと思われる以下の二つを取り上げたいと思います。

(i) 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なものであること。

(ii) 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するものであること。

このうち、(i) の同意基本計画とは、地域のモデル的な取組の創出と横展開を効果的に進めるため、都道府県と市町村が共同して作成する環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画のうち、農林水産大臣との協議を経てその同意を得た計画のことをいいます(同法 16 条 1 項、18 条)。この計画には環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容が記載されることになっており(同法 16 条 2 項)、この項目に導入すべきアグリテックの技術体系等が記載されることになると考えられます。

(ii) については、例えばアグリテックを活用することで、農薬散布量を減らし「環境負荷の低減」を図り、労働時間の削減や農作物の付加価値の向上等によって「持続性の確保に資する」と評価されることが、ポイントになると考えられます。

② 基盤確立事業実施計画の認定のポイント

みどりの食料システム法 39 条 4 項では、申請された基盤確立事業実施計画が以下のいずれにも適合すると認めるときは、主務大臣はその認定をするものとするとされています。

(i) 基本方針に照らし適切なものであり、かつ、当該基盤確立事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(ii) 当該基盤確立事業が環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること。

(iii) 当該基盤確立事業に食品等の流通の合理化が含まれる場合には、食品等流通法第 5 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定をすることができる場合に該当すること。

このうち(i)に関するみどりの食料システム法の基本方針案には、認定を受けるための要件として、事業効果が広域的に寄与することや、事業内容が一定の先進性を有すること等が挙げられています。すなわち、認定を受けようとするアグリテックの事業展開による環境負荷低減の取組への効果が地域の農業協同組合の管轄区域や県域を超えて波及することや、当該アグリテック事業が現行の技術水準等を勘案し、事業内容について一定の先進性を有すること等が、基盤確立事業計画の認定審査を受けるために必要になってくると思われます。さらに同法 2 条 5 項各号の類型毎に審査の基準が設けられることが想定されており、例えば(1)②で挙げた「先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進に関する事業」においては、アグリテックの実用化・事業化の道筋やビジネスモデルが具体的かつ明確になっているかも審査のポイントとなることが予定されています。

(3) 認定を受けた事業に対する特典

① みどり投資促進税制

令和 4 年度の税制改正によって、青色申告書を提出する法人で上記の環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者もしくは基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者は、税制上の優遇措置を受けられるようになりました。具体的には、指定期間内に、特定の要件を満たせば、その供用年度においてそれぞれ環境負荷低減事業活動用資産もしくは基盤確立事業用資産の取得価額の 32%(建物及びその附属設備並びに構築物については、16%)相当額の特別償却の適用ができる制度が創設されました(措税特別措置法 44 の 4 第 1 項、2 項)。

これらの特別償却によって減価償却資産の早期償却が認められることになるので、課税の時期を後ろにずらすことができ、いわゆる課税の繰延の恩恵を受けることができるようになります。

② その他の特典の例

認定を受けた環境負荷低減事業活動実施計画には農業改良資金融通法の特例が適用され、貸付資格認定の手續のワンストップ化や、償却期間の延長(10年→12年)といった特典を受けることができます(法23条)。また、基盤確立事業実施計画の認定を受けて、新たに開発した環境負荷低減に資する農業機械や生産資材等の製造設備等を導入する場合に、日本政策金融公庫の新事業活動促進資金について、特別利率②(2億7千万円まで0.43%~0.90%(令和4年4月時点))での貸付けを受けることができるようになるようです。

この他、食品等流通法の特例(法27条)や農地法の特例(法28条)等の特典を受けることができます。認定を受けた事業実施計画への特典については、さらなる充実化が検討されているところですので、注視していく必要があるでしょう。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 